

学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

西東京市いじめ防止対策推進基本方針に基づき、西東京市立青嵐中学校学校いじめ防止基本方針を改訂し、以下のことを基本的な考え方として示し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進していきます。いじめは、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものであり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす行為です。また、いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こり得るもので、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るものであるという基本的認識に立つ必要があります。このような認識のもと、「いじめは人間として絶対に許されない。」「いじめを行ってはならない。」「いじめを知り得た場合は、放置することなく周囲に知らせ、すぐにやめさせる等、主体的に行動する。」という意識を一人一人の生徒に徹底させるとともに、教師自らがそのことを理解し、保護者・地域に伝え、連携・協力して完全解決を目指します。学校は、生徒一人一人の行動をきめ細かく捉え、学校一丸となって、保護者・地域、関係機関との連携により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めること、そして重大事態への対応について組織的に対応することを基本とします。

2 未然防止のための取組

(1) 生徒の取組

「いじめは絶対に許されない」という風土や互いに助けあう優しい雰囲気を学校全体に醸成させ、いじめの未然防止を図るために以下の取組を行います。

① 道徳の授業、学級活動等、教育活動の様々な場面で人権教育を充実させるとともに、年3回のいじめ防止にかかわる授業を行い、自他の存在、個性や立場を認め、いじめに向かわない態度・能力を育成します。

② 年3回のふれあい月間では、生徒会等を中心としたいじめ防止の取組を推進し、各学級で生徒が自ら主体的にいじめ防止について考え実践する態度を育成します。

(2) 保護者・地域への取組

いじめは保護者との連携なしでは解決できない問題であるため、機会を捉えて学校の基本方針を伝え理解を得られるようにするとともに、協力体制を構築していきます。①保護者や地域を対象としたセーフティ教室や道徳授業地区公開講座等を活用して、いじめ防止のための啓発活動等を推進します。②学校だよりや学校ホームページ、保護者会や個人面談など様々な機会を捉えて、保護者・地域と緊密に連携し、協力体制を強化します。

(3) 関係機関との取組

いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるように

するため、生徒を見守り居場所となる地域の関係機関、諸団体との連携・協働体制を構築していきます。①地域の関係機関や諸団体に、学校のいじめ防止にかかわる基本方針を周知するとともに、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、連携・協働によるいじめの防止等の取組について学校だよりやホームページ等で広報します。②管理職やいじめ防止対策委員会を中心に、定期的に諸機関等と情報交換できる体制をつくり、協力関係等を構築します。

3 早期発見のための取組

学校生活のあらゆる機会を通して、全ての教職員が生徒のささいな変化を見逃さず、気付いた変化については迅速に全教職員で共有し、「学校いじめ対策委員会」を中心に対応することを基本とし、以下の早期発見の取組を確実に行います。①朝の健康観察、休み時間の行動観察等、生徒の様子の変化にいち早く気付き迅速・適切に対応できるように、全教職員が生徒の様子を見守り、日常的な状況観察を丁寧に行います。②遊びや悪ふざけなどの気になる行動や生徒の関係の変化が見られた場合は、本人との面談や保護者との連絡によって、状況や様子を確認します。③毎週の生活指導部会や、毎月の「学校いじめ対策委員会」などで情報を共有し、全教職員で見守り対応について共通理解し「未然防止」「早期発見」「早期対応」を目指します。④年3回（6月・11月・2月）のふれあい月間でのアンケート調査、スクールカウンセラーによる1年生の全員面接の他、授業観察や個別の面談を随時、実施していきます。教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び生徒がいじめを訴えやすい体制を整備します。⑤学校運営協議会や生徒虐待防止外部委員会等の機関を活用し、地域の民生委員や関係機関・諸団体から情報提供を受け付ける体制を構築します。

4 早期対応のための取組

（1）初期対応の取組

①いじめを発見したら、担任が一人で抱え込むのではなく、「学校いじめ対策委員会」を中心に組織的対応によって、迅速・的確に事実確認や対応策の検討・実施を進めていきます。②いじめを発見したら、管理職への報告・連絡・相談、校内での情報共有とともに、早急にスクールアドバイザーに報告し、関係機関等と連携した対応を開始します。

（2）被害生徒への支援

①いじめられた生徒に寄り添って事実確認を行い、いじめられた生徒や報告した生徒の安全を確保するとともに保護者に早急に連絡し、状況や対応策などを説明し協力して対応します。②いじめられている生徒に対しては、スクールカウンセラー等による心理的ケア、校内体制により落ち着いた学校生活環境を確保します。（複数の教員による見守り、場合によって登下校の付き添い等）

（3）加害生徒への指導

①いじめをすぐにやめさせるとともに、いじめている生徒に対しては、教育的な配

慮の下、毅然とした態度による指導を行うとともに、保護者へ早急に連絡し的確な支援・助言を行い、協力して解決に向けて取り組みを進めます。②担任やスクールカウンセラー等との連携により、いじめを行う背景や原因を把握し、指導・支援に当たりいじめの行為をやめさせるよう相談活動を行います。

(4) その他

- ①いじめを見ていた生徒に対しては、個別に指導をする他、学級指導や道徳の授業等を活用し、自分の問題として捉え、いじめ防止に向けて行動できるようにします。
- ②状況に応じて、保護者会等を開催し、保護者等との情報共有ができる機会を設けます。
- ③いじめた生徒やいじめられた生徒の背景等に家庭環境等の要因があると思われる場合には、スクールソーシャルワーカーや教育相談センター、子ども家庭支援センター等と連携するほか、いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念のある事案については、田無警察署に相談し対応を行います。

5 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、直ちに、「学校いじめ対策委員会」を臨時招集し、以下の対応を進めます。

- (1) いじめられた生徒の安全を確保します。
- (2) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。
- (3) 学校内で発生的事实を留めることなく、速やかに教育委員会に報告し、連携した対応を開始します。
- (4) 学校に派遣された関係機関や臨床心理士等と連携した対応を行います。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、田無警察署と連携した対応を行います。
- (6) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施、又は「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」や「西東京市いじめ問題調査委員会」が行う調査について協力します。

6 組織的な対応の在り方

- (1) 組織的な指導体制 ①「学校いじめ対策委員会」を組織し、毎月の学校いじめ対策委員会や、日々の朝会での職員打合せ、生活指導部会で、生徒の生活の状況や行動等の変化について、情報交換や対応の進捗状況を確認していきます。②いじめを発見した場合は、迅速に「学校いじめ対策委員会」を開催すると同時にスクールアドバイザーへの報告を行い、対応方針の策定や具体策を検討、役割分担を行い、組織的に対応を開始します。③必要に応じて、教育委員会、子ども家庭支援センター、生徒相談所、警察等との連携を図って対応していきます。
- (2) 相談体制 ①いじめに関する相談窓口を各担任及び「学校いじめ対策委員会」とし、生徒、保護者に周知し、相談窓口を明確にしていきます。②生徒がいじめについて教職員に打ち明けられるよう、生徒と教職員との信頼関係づくりを進めるとと

もに、保健室、教育相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等により相談体制を整備します。

7 研修体制

教職員による体罰や配慮に欠ける発言等が、生徒のいじめを誘発したり助長したりするおそれがあることを十分に理解し、教職員自らが人権感覚を高め、基本方針等で示されている取組を的確に行うための研修を充実させます。①「学校いじめ対策委員会」や生活指導全体会では、生活指導上で配慮が必要な生徒やいじめ問題についての情報交換を行い、対応策を検討・実施することで、組織的な対応についての意識を高め、組織としての対応力を強化していきます。②校内でのいじめ防止研修会、「ふれあい月間実践シート」やDVD「STOP!いじめ」の活用方法など、実践を通したいじめ問題にかかわる研修を年間3回実施し、個々の対応力を高めていきます